

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準における ただし書の取扱要領

第1 趣旨

長崎県内（ただし、保健所設置市を除く。）の一戸建て住宅に設置する浄化槽について、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」における「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書を適用し、算定人員を増減する場合の取扱いを次のとおり定める。

第2 算定人員

一戸建ての住宅（二世帯住宅及び賃貸・建売住宅を除く）であって、専用住宅又は他用途との併用又は兼用住宅である建物について、その建物の住宅専用部分の延べ床面積が 130m^2 を超える場合、浄化槽の処理対象人員に関して第3に掲げる建築物等の要件に適合し、かつ維持管理の条件を遵守する場合には、その住宅専用部分の処理対象人員を5人とすることができる。

第3 適用の要件及び条件

- 1 建築物等が以下のすべての要件に適合すること。
 - (1) 住宅専用部分の延べ床面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ面積）が 200m^2 以内であること。
 - (2) 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること。
 - (3) 水道及び井戸水の合計使用水量（浄化槽で処理する水量に限る）の見込みが1日あたり平均 $1,000\text{リットル}$ 以下であること。
 - (4) 一つの敷地に「母屋」と「離れ」がある場合は、「離れ」は、風呂、台所、便所のうちいずれか一つ以上を母屋と共有すること（「離れ」は、一つ以上の機能を欠くこと）。
- 2 維持管理について以下のすべての条件を遵守すること。
 - (1) 浄化槽管理者（以下、「管理者」という。）の責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適切に実施されること。
 - (2) 浄化槽法施行規則第一条（使用に関する準則）を遵守すること。
 - (3) 浄化槽設置後、第3条第1項第1号から第3条第2項第2項までの要件及び条件に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適」と判定された場合には、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換を含め、行政からの指示等に従い、設置者自らの責任において速やかに改善措置を講じること。
 - (4) 浄化槽の管理者を変更する場合、変更前の管理者は変更後の管理者に対し、当該浄化槽の設置届（写し）を引き渡す等して、責任を持って第3の各要件及び条件について遵守義務があることを承継すること。

第4 書類の提出

本緩和措置の適用を受ける場合、当該浄化槽の設置者又は管理者は、以下の区分に従って必要書類を提出しなければならない。

- 1 浄化槽設置届については、以下の区分のとおりとする。また、以下のいずれの区分についても、設置者は浄化槽設置届出書（以下、「設置届」という。）の「その他特記すべき事項」の欄に「ただし書きによる緩和措置適用」と記載すること。
 - (1) 建築確認申請等を伴わない場合
設置者は、「別紙1」を設置届に添付して、管轄保健所へ設置届と同部数（4部）を提

出すること。

(2) 建築確認申請等を伴う場合

設置者は、「別紙1」を設置届に添付して、特定行政庁へ設置届と同部数(5部)を提出すること。

2 済水槽届出事項変更届については、以下のとおりとする。

済水槽の設置場所又は住宅の延べ床面積のいずれかに変更が生じた場合、設置者又は管理者は、「別紙1」を「長崎県済水槽事務取扱要領」に規定される「届出事項変更届出書」に添付して、同要領に規定されている受付機関へ「届出事項変更届出書」と同部数を提出することとする。

3 済水槽管理者変更報告については、以下のとおりとする。

済水槽の管理者を変更し、引き続き緩和措置を適用する場合、新しい管理者は「長崎県済水槽事務取扱要領」に規定される「管理者変更報告書」に「ただし書による緩和措置適用」である旨を記載し、同要領に規定されている受付機関へ「管理者変更報告書」を提出すること。

附則

本要領は、令和2年4月1日から適用する。